

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 産業労働部産業人材課

法令名	職業能力開発促進法			法令番号	昭和44年法律第64号		
手続名	職業訓練指導員免許の交付			根拠条項	第28条第3項		
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・法第28条第3項各号の一に該当していること 関連規則等 施行規則第38条、39条、40条 施行規則附則9条 昭和44年10月1日労働省告示第38号（別添1） 昭和45年7月1日労働省告示第39号（別添2） ・法第28条第5項の各号に該当していないこと 						
	受付機関	産業人材課	処理機関	産業人材課	交付機関	産業人材課	標準処理期間 15日 標準経由期間 日